

資料	No.
第194回神戸市 環境影響評価審査会	1

(仮称) 西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地  
整備事業に係る環境影響評価手続について

令和3年8月

神戸市環境局

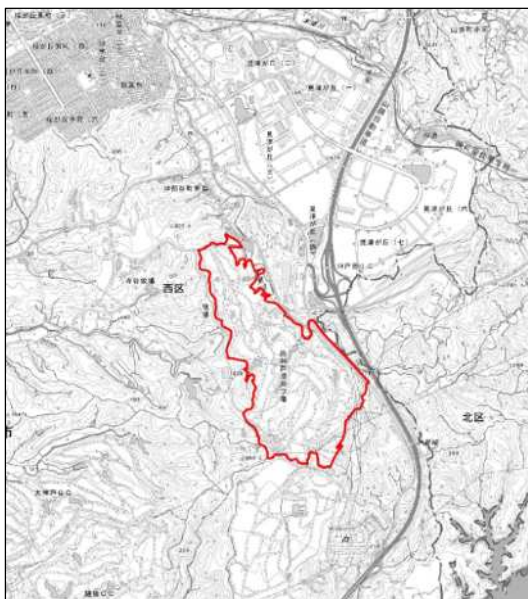


(仮称) 西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る  
環境影響評価事前配慮書手続について

1. 事業概要

- (1) 事業者：神戸市
- (2) 事業の名称：(仮称) 西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業
- (2) 事業の位置：神戸市西区押部谷町木見
- (3) 事業の種類：工業団地の造成及び流通業務団地の造成
- (4) 事業の規模：全体面積 約 100ha
- (5) 事業の区分：神戸市アセス条例に基づく第1類事業

(アセス対象事業の要件：工業団地の造成 10ha 以上、流通業務団地の造成 10ha 以上)



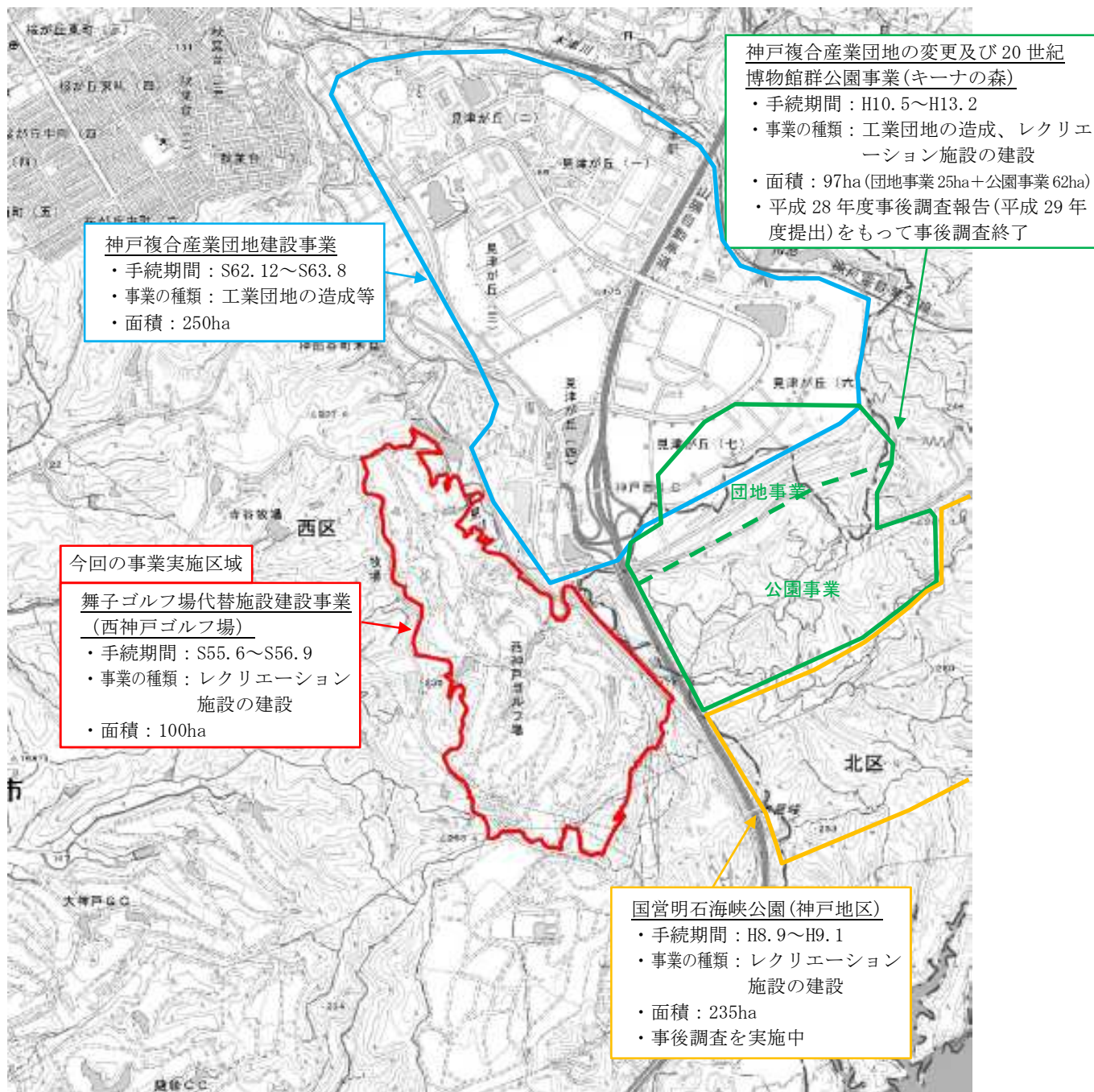
## 2. 事前配慮書手続のスケジュール

	事業者	神戸市
(1) 事前配慮書の提出・受理	令和3年7月8日(木)	(同左)
(2) 事前配慮書の縦覧及び 意見募集		令和3年8月2日(月)～ 令和3年9月15日(水) (45日間) (8/11 現在の意見数：0件)
(3) 住民説明会の開催	令和3年8月20日(金) 14:00～15:00  令和3年8月22日(日) 14:00～15:00  (於：押部谷地域福祉センター)	
(4) 環境影響評価審査会		令和3年8月16日(月) 令和3年9月24日(金)
(5) 市長意見書の作成期限 (事前配慮書受理日から90日以内)		令和3年10月5日(火)

(参考1) アセス法の規模要件

対象事業の種類	第1種事業	第2種事業
工業団地造成事業	面積 100ha 以上	面積 75ha 以上
流通業務団地造成事業	面積 100ha 以上	面積 75ha 以上

(参考2) 事業実施区域及び周辺における過去のアセス事業について



※各事業の事業区域の範囲はイメージ。

# 環境影響評価手続の流れ（概要）

